

一　縦覧に供する書類
　　土地改良事業計画書の写し

二　縦覧の期間
　　令和五年七月十日から同年八月七日まで

三　縦覧の場所
　　七戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定により、柳町・沼田地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業）（長寿防災型）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次とおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行つた場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年七月七日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

人事委員会

一　縦覧に供する書類
　　土地改良事業計画書の写し

二　縦覧の期間
　　令和五年七月十日から同年八月七日まで

三　縦覧の場所
　　六戸町役場

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の四第一項の規定によ

り、館野溜池地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急防災工事））の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次とおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急防災工事計画が定められたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行つた場合には、緊急防災工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和五年七月七日

青森県知事 宮 下 宗 一郎

一　縦覧に供する書類
　　緊急防災工事計画書の写し

二　縦覧の期間
　　令和五年七月十日から同年八月七日まで

三　縦覧の場所
　　六戸町役場

令和5年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）公告

令和5年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

令和5年7月7日

青森県人事委員会委員長 奥崎栄一

1 試験の種類及び程度

| 種類 | 程度 |
|------------------|----------|
| 職員採用試験（短期大学卒業程度） | 短期大学卒業程度 |
| 職員採用試験（高等学校卒業程度） | 高等学校卒業程度 |

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

高等学校卒業程度の採用試験のうち、「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の受験者は、この3職種のうち第3志望まで選択することができるが、これらの職種と「栄養士」、「司書」、「農学」、「畜産」、「林業」、「総合土木」に同時に申し込むことはできない。

| 職員採用試験 (短期大学卒業程度) | 種類 | 試験職種 | 採用予定人員 | 職務の内容 | |
|----------------------|-------|---|--------|-------|-----|
| | | | | 職務 | 内 容 |
| 栄養士 | 1人程度 | 県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において、学校給食等の栄養管理・衛生管理等の業務に従事する。 | | | |
| 司書 | 1人程度 | 県立図書館において、図書館資料の貸出・返却(レンタルサービス)等の業務に従事する。 | | | |
| 一般事務 | 6人程度 | 知事部局の本庁又は出先機関において、庶務・経理・秘書・福利事務等の一般行政事務に従事する。 | | | |
| 教育事務 | 35人程度 | 県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において、施設の維持管理、庶務・経理、教職員の給与支給等の教育行政事務に従事する。 | | | |
| 警察事務 | 5人程度 | 警察本部又は警察署において、各種施設の企画立案、庶務・経理、鑑識事務、情報収集・転送、免許申請等の警察行政事務に従事する。 | | | |
| | | 農林水産部等の本庁又は出先機関において、農業振興のための企画、農業技術の普及・指導等の業務に従事する。 | | | |

注1 申込受付期間終了後の試験職種、志望順位及び試験地の変更は認めない。

2 市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

(1) 職員採用試験（短期大学卒業程度）

平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文による出題に対応できる者

なお、次に掲げる試験職種を受験しようとする場合、それぞれの要件を満たす必要がある。

ア 栄養士 栄養士の免許を有すること又は令和6年3月31日までに栄養士の免許を取得する見込みであること。

イ 司書 図書館法第5条第1項の司書の資格を有すること又は令和6年3月31日までに司書の資格を取得する見込みであること。

(2) 職員採用試験（高等学校卒業程度）

平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文によ

| | | |
|----|------|--|
| 農業 | 2人程度 | において、農業振興のための企画、農業技術の普及・指導等の業務に従事する。 |
| 畜産 | 1人程度 | 農林水産部等の本庁又は出先機関において、畜産物の生産・流通、家畜の衛生・防疫等に関する業務に従事する。 |
| 林業 | 1人程度 | 農林水産部等の本庁又は出先機関において、林業の普及指導や農産材の利用促進、県営林の経営・管理、森林土木工事の設計・監督、鳥獣保護等の業務に従事する。 |

報 紛 緒

る出題に対応できる者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ① 日本の国籍を有しない者（栄養士及び司書を除く。）
- ② 地方公務員法第16条に規定する次格条項のうち以下に該当する者
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者

イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、場所及び合格発表

| 試験 | 試験日 | 場 所 | | 合 格 発 表 | |
|-------|-------------------|-----------------------------|---------------------------|-------------------|--|
| | | 試験地 | 試験会場 | 発 表 日 | 発 表 方 法 |
| 第1次試験 | 9月24日(日) | 弘前市 青森県立弘前中央高等学校 (予定) | 青森県立弘前高等学校 青森県立八戸東高等学校 | 10月4日(水) (予定) | 合 格 者 に 書面 で 通 知するほか、 合 格 者 の 受 験 番 号 を 青 森 県 境 地 内 各 域 に 掲 示す。また、 内 の 採 用 案 上 に も 合 格 者 の 受 験 番 号 を 揭 示する。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/jkanri/salyou.html |
| 第2次試験 | 10月24日(火) (予定) | 青森市 青森県総合社会センター | 青森市 青森県総合社会センター | 11月13日(月) (予定) | 合 格 者 に 書面 で 通 知するほか、 合 格 者 の 受 験 番 号 を 青 森 県 境 地 内 各 域 に 掲 示す。また、 内 の 採 用 案 上 に も 合 格 者 の 受 験 番 号 を 揭 示する。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/jkanri/salyou.html |

注1 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内ホームページ「緊急情報」ページへ掲載する。

(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/jkanri/salikentoujitsuhml>)

2 第2次試験の試験日は、青森県人事委員会が指定する1日となる。

5 試験の種目及び内容

| 試験種目 | 試験職種 | 内 容 |
|---------|-------------------|--|
| 教養試験 | 全 職 種 | 公務員として必要な一般的知識及び知識について、採一式による筆記試験を行う。問題は下記「12試験の出題分野」の中から出題する。(40題、2時間) |
| 専門試験 | 栄 养 士 書 木 総 合 土 木 | 専門的知識及び能力について、採一式による筆記試験を行う。問題は下記「12試験の出題分野」の中から出題する。(40題、2時間) |
| 論文試験 | 農 林 学 業 | 専門的知識及び能力について、記述式による筆記試験を行う。問題は下記「12試験の出題分野」の中から出題する。(8題、2時間) |
| 作文試験 | 栄 养 士 書 木 | 専門的知識及び能力について、記述式による筆記試験を行う。(6題、2時間) |
| 第2次試験 | 農林総合土木 | 職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価) 【第1次試験日に実施する。】 |
| 第1次試験 | 農林総合土木 | 一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。 (800字以内、1時間) (内容(論理性・思考力)、表現・国語力等を評価) 【第1次試験日に実施する。】 |
| 適 性 檢 查 | 農林総合土木 | 公務員としての適性について、作業検査法による検査を行う。 |
| 面 接 試 験 | 農林総合土木 | 人物について、グループワーク及び個別面接により試験を行う。 (思考力・表現力・協調性・社会性・使命感・责任感・積極性・課題認識力・経験学習力等を評価) |

注2 論文試験又は作文試験は、第1次試験合格者のみ採点を行う。

| 試験職種 | 第1次試験 | | 第2次試験 | | 合計 |
|-----------|-------|------|-------|---------|-----|
| | 教養試験 | 専門試験 | 計 | 論文・作文試験 | |
| 一般事務 | 100 | - | 100 | 50 | 150 |
| 教育事務 | 100 | - | 100 | 50 | 150 |
| 警察事務 | 100 | - | 100 | 50 | 150 |
| 農畜産業林総合土木 | 40 | 60 | 100 | 50 | 150 |
| 士官学校 | 40 | 60 | 100 | 50 | 150 |
| 農業土木 | 40 | 60 | 100 | 50 | 150 |

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、各試験種目の合計得点の高い順に決定する。ただし、第1次試験の各試験種目の得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の三つの職種については、受験者の成績順、志望順により職種ごとに合格者を決定するので、成績及び志望状況によっては、第2志望又は第3志望の職種に合格することがある。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験で合格した職種ごとに実施する。

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験申込方法

ホームページ(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/jikanri/saiyou.html>)を経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手順方法については、ホームページで確認すること。

9 受験票の成績

8月1日(火)午前8時30分から8月25日(金)午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。

9月1日(金)にホームページ(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/jikanri/saiyou.html>)に「受験番号一覧表」を掲載するので、掲載後速やかに確認し、所定の方法により「受験

「票」を作成すること。

注1 受験申込後、電話で内容確認をする場合がある。青森県人事委員会事務局(017-734-9829)から電話があった場合は、応答し、又は折り返し電話をすること。

2 インターネットによる申込みができない事情のある者は、8月14日(月)午後5時15分までに、青森県人事委員会事務局に連絡すること。

3 身体に障害のある者で、車いすの使用などの要望がある場合は、申込時に青森県人事委員会事務局に連絡すること。

9 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、青森県人事委員会が試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。

(2) 採用の方法

青森県知事等各任命権者は、青森県人事委員会が提示する採用候補者名簿の中から採用者を内定する。

採用の時期は令和6年4月1日の予定である。

なお、栄養士の免許又は司書の資格を取得見込みの者は、令和6年3月31日までに栄養士の免許又は司書の資格を取得できなければ採用されない。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

10 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人からの口頭による申出に応じて本人に対して次のとおり情報提供する。受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、マイナンバーカード等)を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に青森県人事委員会事務局へ直接申し出ること(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。)。

| 申 で き る 出 者 | 提 供 す る 情 報 | 提 供 で き る 期 間 |
|-------------|------------------------------------|------------------|
| 第1次試験不格者 | 第1次試験の試験種目別得点、総合得点、順位及び合格基準未満の試験種目 | 第1次試験合格発表の日から1月間 |

| | | |
|----------|---|----------------|
| 第2次試験受験者 | 第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、基準未満の試験種目並びに最終総合得点及び最終順位 | 最終合格発表の日から1ヶ月間 |
|----------|---|----------------|

注 合格基準未満の試験種目がある場合、順位又は最終順位はつかない。

11 初任給その他の給与

初任給は、短期大学卒業程度の採用試験合格者のうち、栄養士が177,400円程度、司書が172,600円程度（令和5年4月採用の短期大学新卒者の場合）、高等学校卒業程度の採用試験合格者が158,900円程度（令和5年4月採用の高等学校新卒者の場合）であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

12 試験の出題分野

| 種目 | 試験職種 | 出題 分野 |
|------|--|---|
| 教養試験 | 全職種 | 社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 |
| 栄養士 | 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営 | |
| 司書 | 生涯学習概論、図書館概論、図書館サービス論（図書館制度を中心とする。）、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論 | |
| 農学生 | 農業と環境、農業情報処理、作物、野菜、果樹、農業経営 | |
| 畜産 | 農業と環境、農業情報処理、畜産、食品製造、生物活用 | |
| 専門試験 | 林業 | 森林経営、森林科学、測量、林産物利用 |
| 総合土木 | 【土木】 〔農業土木〕 | 受験申込時に、「[土木]」又は「[農業土木]」のい、ざれかの出題分野を選択し、申込み（申込受付期間終了後の変更は認めない。） 数学・物理学・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、土木構造設計、社会基盤工学、土木施工）、農業土木測量、農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理 |

△ 募 槟 令

令和5年度青森県警察官採用試験（警察官B）公告

令和5年度青森県警察官採用試験（警察官B）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官B（男性））第1次試験については、神奈川県警察本部及び警視庁と共同で行うものとする。

令和5年7月7日

青森県警察本部長 瑛丈 男

1 試験の種類及び程度

| 種類 | 区分 | 採用予定日 | | 程度 |
|-------------------|----|----------|----|----------|
| | | 男性 | 女性 | |
| 警察官採用試験 (警察官B) | | 令和6年4月1日 | | 高等学校卒業程度 |

※ 他都県で採用される者は、令和6年4月1日以降の採用となる。

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

| 種類 | 区分 | 青森県 | 神奈川県 | 警視庁 |
|------|----|-------|------|------|
| 警察官B | 男性 | 30人程度 | 5人程度 | 2人程度 |

注 警察官B（男性）受験者は、上記都県（青森県を除く。）の中から1都県を第2志望として選択することができる。

なお、青森県の第1次試験に合格した場合、第2志望は考慮されない。

(2) 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格

(1) 受験資格

| 試験区分 及び程度 | 実施機関 | 受 験 資 格 | |
|-----------------------------|------------------------|-----------------------------|---|
| | | 年 齢 | 学 歴 等 |
| 警察官B (男性) 卒業課程 校度) | 青森県 弘前市 弘前中央高等学校 | 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 | 学校教育法による大学（短期大学を除く。以下「大学」といいます。）を卒業した者及び令和6年3月31日までに大学卒業する者のうち、人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）を除く。 |
| 警察官B (女性) 卒業課程 校度) | 神奈川県 警視庁 | 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 | 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 |
| 警察官B (女性) 卒業課程 校度) | 青森県 青森県警察学校 | 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 | 平成3年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 |

注 受験資格中「人事委員会が同等の資格があると認める者」については、青森県又は志望する都県で異なるので、それぞれが問合せに応じる。

(2) 受験申込みの時点でのいすれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち次のいすれかに該当する者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 志望先の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加

4 入した者
試験の日時、場所及び合格発表

| 試験 | 試験日時 (開始時刻) | 場 所 | | 合 格 発 表 | 発 表 方 法 |
|----------------|-----------------------|------------------------|------------------|------------------|--|
| | | 試験地 | 試験会場 | | |
| 第1次試験 | 9月24日(日) (午前9時10分) | 青森市 青森工業高等学校 | 青森県立 青森工業高等学校 | 9月29日(金) (予定) | 【青森県】 合格者に書面で通常知られるほか、合格森に掲示される受験番号を青森県の警察本部の掲示板に掲示する。また、ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。【青森県によって異なるため、各都県が間合せに応じる。】 |
| | | 弘前市 弘前中央高等学校 | 青森県立 八戸高等学校 | | |
| 第2次試験 | 11月 中旬 | 八戸市 八戸市立 八戸高等学校 | 青森県警 警察学校 | 10月下旬 11月中旬 | 【青森県以外】 本部にも合格者の受験番号を掲示する。また、ホームページ上にも各都県が間合せに応じる。 |
| | | 青森市 青森市立 青森県警察学校 | 青森県警 警察学校 | | |
| 第2次試験 青森県以外 | 11月 下旬 | 青森市 青森県警察学校 | 青森県警 警察学校 | 12月上旬 2月上旬 | 【青森県以外】 各都県が間合せに応じる。 |
| | | 青森市 青森市立 青森県警察学校 | 青森県警 警察学校 | | |

5 試験の方法
(1) 試験の種目及び内容

| 試験 | 種 目 | 内 容 |
|---------------|------|--|
| 第1次試験 教養試験 | 教養試験 | 警察官として必要な一般的知識及び知能について、採式による筆記試験を行う（50題、2時間）。なお、問題は下記の出題分野から出題する。 【出題分野】社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈。 |
| 作文試験 | 適性検査 | 警察官としての適性について、質問紙法による検査を行う。 |

一般的課題により職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う（800字以内、1時間）。（内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価）。作文試験は第1次試験（9月24日（日））に実施する

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---------------------------------------|------------------------|--------------|-------------|------|------------|----|-----|-----|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 次 試 験 | 警 察 官 に 適 する 人 物 か ど う か つ い て、 集 団 面 接 及 び 個 別 面 接 に よ り 試 験 を 行 う (姿勢態度、表現力、判断力、積極性、堅実性等を評価)。 | | | | | | | | | | | | |
| 適性検査 | 警 察 官 と し て の 適 性 に つ い て、 作 業 検 査 法 に よ る 検 査 を 行 う | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 警 察 官 と し て 職 務 遂 行 上 必 要 な 体 力 に つ い て 次の 4 種 目 の 検 査 を 行 う | | | | | | | | | | | | |
| 次 試 験 | 男性 (青森県の場合) | 女 性 | | | | | | | | | | | |
| 体力検査 | 20mシャトルラン [右の基準により、検査を行ふ。] | 折返�数が24回以上 | 折返�数が14回以上 | | | | | | | | | | |
| | 反復横跳び | 36回以上／20秒 | 32回以上／20秒 | | | | | | | | | | |
| | 腕立て伏せ | 19回以上 | 10回以上 | | | | | | | | | | |
| | 握力 | 左右平均28kg以上 | 左右平均20kg以上 | | | | | | | | | | |
| 試 験 | 男性 (青森県の場合) | 女 性 | | | | | | | | | | | |
| 身体検査 | 視力 | 両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。 | | | | | | | | | | | |
| | 色覚 | 職務の遂行に支障のないこと。 | | | | | | | | | | | |
| | 右の基準により、検査を行う。 | その他 | 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。 | | | | | | | | | | |
| | ※上記項目については、医療機関等において検査した身体検査書の提出を求める(検査料は個人負担となる)。 | | | | | | | | | | | | |
| 注 | 青森県以外の都県では第2次試験の種目が異なる場合があるため、詳しくは都県が問合せに応じる。 | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 配点の基準等 | | | | | | | | | | | | |
| | 第1次試験 | 第2次試験 | | | | | | | | | | | |
| 教養試験 | 適性検査 | 計 | 作文試験 (集団) | 面接試験 (個別) | 適性検査 | 体力検査 | 身体検査 | 計 | 合計 | | | | |
| 80 | - | 80 | 40 | (適否) 75 | (適否) 100 | 適否 | (適否) 40 | 適否 | 255 | 335 | | | |

注1 表中「適否」とあるのは、適否基準を設定し、その基準を満たす必要がある

ものである

2 第2次試験で設定された適否基準のいずれかを満たさない場合には、作文試

験は採点されない。

体の状況の悪化で、心身ともに苦痛を抱えている。この状況は、精神的・身体的・社会的資源の不足によるものである。

4 身体検査の適否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により

「就業に支障がない」ことが必要である。また、更に各項目（視力・色覚）ご

主木内山の書類上の甘利は田中・甘利・久保・久松・久義などの姓と同一人物である。

森林祭以外の部屋の配色の基準は異なる場合があるので、詳しくは各部屋が開合せに応じる。

) 第1次試験における資格加点について

下表の対象資格等を有する人で、加点を申請する場合は、第1次試験の得点に

一定点を加点する。

| 資格等区 | 対象資格等【証明書類】 | 加点基準 | 加点数 |
|------|-------------|------|-----|
|------|-------------|------|-----|

政治小説の歴史

13

柔道講道館認定
【段位証書、段位証明書】

三段以上 3点

| | |
|----|----|
| 初段 | 1点 |
| 二段 | 2点 |

剣道 段位証書、段位証明書

| | | | |
|--|--|------|----|
| | | 三段以上 | 3点 |
|--|--|------|----|

【実用英語技能検定証明書、スコアレポート等】

| | | |
|-------------|--------|----|
| TECH (IP電話) | 470点以上 | 2点 |
|-------------|--------|----|

| | |
|--------|----|
| 730点以上 | 3点 |
|--------|----|

TOEFL (PBT) 460点以上 2点

第十五回

| | | |
|---------------------------------|--------|----|
| TOEFL (CBT) [会話・読み書き・文法・単語等] | 140点以上 | 2点 |
|---------------------------------|--------|----|

| | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ダウンド | 青森県警察本部のホームページからダウンロードができる。 |
| TOEFL (iBT) 【合格証明書、スコアレポート等】 | 48点以上 2点 79点以上 3点 |
| 国際連合公用語英語検定【合格証明書、スコアレポート等】 | C級 2点 B級以上 3点 |
| 中国語【合格証明書、スコアレポート等】 | 3級 2点 2級以上 3点 |
| 漢語水平考試【合格証明書、スコアレポート等】 | 4級 2点 5級以上 3点 |
| 中国語コミュニケーション能力検定【合格証明書、スコアレポート等】 | 400点以上 2点 550点以上 3点 |
| 韓国語【合格証明書、スコアレポート等】 | 4級 2点 5級以上 3点 |
| 韓国語能力検定【合格証明書、スコアレポート等】 | 準2級 2点 2級以上 3点 |
| ベトナム語【合格証明書、スコアレポート等】 | 4級 2点 3級以上 3点 |
| 情報処理技術者試験【合格証書】 | 基本情報技術者試験【合格証書】 |
| 技術者試験 | 応用情報技術者試験【合格証書】 |

| | |
|------------------|--|
| (2) 受験申込方法及び受付期間 | ア インターネットにより申し込む場合 |
| 受験申込方法 | <p>青森県警察のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力する。青森県電子申請・届出システムは、具体的な手続方法について、「青森県電子申請・届出システム」のホームページで確認できる。</p> <p>各種資格加点を申請する場合は、資格を証明する書類の写しを郵送又はメール(C25110(@mail.police.pref.aomori.jp))で提出する(第1次試験当日に証明書類の原本を確認する.)。</p> <p>7月14日(金)午前8時30分から8月25日(金)午後5時15分までの間に「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付けける。</p> <p>9月8日(金)に青森県警察のホームページに「受験番号一覧表」、及び「受験票」を掲載するので、「第1次試験前受験票等の交付」までにこれらを必ず確認し、所定の方法により、「受験票」及び「写真票」を作成する。</p> |

注1 申請できる資格は、同一資格等区分で1つ、最大2つの資格等区分までとする。

注2 対象資格等の級等に応じて加点するため、最上位の対象資格等を申請する。

(4) 最終合格者の決定方法

最終合格者は、試験の種目ごとに設定している適否基準を全て満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

6 受験の手続

(1) 試験案内(受験申込書)の入手方法

| | |
|--------------------|--|
| 受付期間 受験票の 交付 | 送付する（試験当日に証明書類の原本を確認する。）。 7月14日（金）から9月1日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受けない。）受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は、9月1日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。 受験票は、9月13日（水）までに届くよう発送する。青森県警察本部警務課が問合せに応じる。 |
|--------------------|--|

注 申込受付期間終了後の試験地や志望都県などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

- (1) この試験の最終合格者は、県の作成する採用候補者名簿に登載され、各県警察本部長又は警視総監からの請求等に応じて同名簿の中から決定される。
- (2) 採用候補者名簿に登載されても、欠員等の状況から採用されない場合もある。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。
- (4) 青森県以外の都県の採用候補者名簿の作成及び採用の方法は、各都県が問合せに応じる。

8 初任給その他の給与

(1) 青森県の場合（令和5年4月現在、新卒者の場合）

| 初任給 | 手当関係 | 被服 |
|-----|--|---|
| 高校卒 | 6月及び12月に期未・勤勉手当が支給されるほか、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。 | 採用と同時に制服、制帽のほか、靴、ワイシャツ、ネクタイ、防寒衣等が支給される。 |
| 短大卒 | 195,100円 | |

- (2) 青森県以外の都県の給与等については、各都県で問合せに応じる。

9 採用の時期

- (1) 採用の時期は、令和6年4月1日であるが、青森県以外の都県は令和6年4月1日以降となる。
- (2) 採用後は巡査となり、初任教養を受けるため10か月間警察学校（全寮制）に入校する。

なお、警察学校を卒業後は交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置管理係、生活安全係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の情報提供

青森県の採用試験の結果は、受験者本人からの口頭による申出に応じて本人に対して次のとおり情報提供を行う。受験者本人が受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、青森県警察本部警務課に来庁すること（受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までの間。土曜日、日曜日は受け付けない。）。

| 申出できる者 | 提供する情報 | 提供できる間 | 開示場所 |
|-----------------------------|--------------|-------------------|------------|
| 青森県の第1次試験不合格者（青森県のみを志望した者） | 第1次試験の得点及び順位 | 第1次試験合格発表の日から1か月間 | |
| 青森県の第1次試験不合格者（他都県を第2志望とした者） | 第1次試験の得点及び順位 | 令和6年3月1日から1か月間 | 青森県警察本部警務課 |

| | | |
|--------------|---------------------------------|----------------|
| 青森県の第2次試験受験者 | 第1次試験の得点及び順位、第2次試験に最終総合得点及び最終順位 | 最終合格発表の日から1か月間 |
|--------------|---------------------------------|----------------|

11 昇任

昇任は、公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれる。

| | |
|---------------------------------|---|
| (発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一號 青森 | (印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行 定期小口一枚り付十八円九厘 | |